

4. 償還に関すること

Q4-1. 償還とは何ですか？

⇒「償還」とは「返済」のことです。国が定める償還免除の要件に該当しない場合は、貸付金を返済いただく必要があります。

Q4-2. 私は免除の対象になりません。いつから償還が始まりますか？

⇒令和4年3月末までに貸付を利用された方（=このたび兵庫県社会福祉協議会からの案内が届いた方）の場合、緊急小口資金、総合支援資金（初回）の償還が、令和5年1月以降に始まります。

⇒償還開始月と金額等は、兵庫県社会福祉協議会が償還開始までに郵送でお知らせします。

Q4-3. 緊急小口資金と総合支援資金（初回）の両方を借りていますが、償還免除の対象とならない場合は、両方とも償還しなければならないですか？

⇒両方とも償還（返済）いただく必要があります。

Q4-4. 毎月、いくら償還になりますか？

⇒償還の金額は、利用された貸付金の金額と最初に設定された償還期間等によって異なります。兵庫県社会福祉協議会から、償還開始までに郵送にて償還開始月、金額等のお知らせが届きますので、それまでお待ちください。

Q4-5. すべての資金（4資金とも）の償還が始まるのですか？

⇒緊急小口資金と総合支援資金（初回）は令和5年1月からです。

総合支援資金（延長）は令和6年1月からです。

総合支援資金（再貸付）は令和7年1月からです。

（令和4年4月1日以降に申請された緊急小口資金及び総合支援資金（初回）については、令和6年1月から償還が始まります）

Q4-6. 償還期間は変更できますか？

⇒原則として、借入時に設定された償還期間を超えて延長することはできませんが、繰上返済等により期間を短縮することはできます。借入時に設定された償還期日までに償還が完了しない場合、残りの元金に対し年3%の延滞利子が加算されます。